

つつじプラン 1 契約
(個 別 約 款)

令和7年4月1日

館林瓦斯株式会社

1. 適 用

この個別約款は、この個別約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 個別約款の変更

当社は、この個別約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の個別約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、及び地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (2) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この本約款においては10%といたします。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの個別約款の契約を申し込むことができます。

- (1) 契約で定める需要場所においてガスを使用する必要があること。
- (2) 料金を、当社が指定する口座振替の方法により、毎月お支払いいただけること。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社の指定する銀行口座への振込による支払いも可能とします。なお、契約締結時に口座振替手続きが完了していない際には、速やかに当該手続きを完了していただくものとし、手続きが一定期間にわたり未完了の場合には、当社のガス小売供給約款に定める一般料金を適用します。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、本約款を承諾のうえ、当社に本約款による契約を、申し込んでいただきます。
なお、本約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時点に成立いたします。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合、本契約は適用開始日から終了時期を定めずに続くものとします。
 - ② 契約種別を変更した場合においても、本契約の適用は適用開始日からとし、終了時期を定めずに続くものとします。
- (3) 当社は、本契約の解約又は小売約款に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約を申し込む場合、過去の契約の解約日または契約種別変更日から1年未満での再申し込みについては、承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して25日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) ご指定の口座から自動振替が行われなかった場合には、速やかに当社窓口にてお支払いいただくものとします。なお、早収期間を経過してお支払いいただいた場合には、遅収料金となります。
- (3) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.066 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.066 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

37,710円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

平均原料価格

$$= \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9771$$

$$+ \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0474$$

（備考）

トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、令和7年4月1日から実施いたします。

2. 本個別約款実施に伴う経過措置

本個別約款の施行前に本契約が成立しているお客様については、本個別約款に定める適用条件のうち、支払い方法に関する制限を適用しないものとします。ただし、当該契約において、支払い方法に関する制限を除くその他の変更点については、本個別約款の規定を適用するものとします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金又は、8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金・基準単位料金（1立方メートルにつき）

	主な需要対象	基準単位料金	基本料金
0群	使用量 0 m ³ から12 m ³ まで	0.00 円	2,689.87 円
A群	使用量 12 m ³ をこえ20 m ³ まで	150.68 円	881.71 円
B群	使用量 20 m ³ をこえ81 m ³ まで	141.37 円	1,067.90 円
C群	使用量 81 m ³ をこえ204 m ³ まで	131.59 円	1,859.90 円
D群	使用量 204 m ³ をこえ511 m ³ まで	127.25 円	2,745.03 円
E群	使用量 511 m ³ をこえるもの	122.23 円	5,316.12 円

(2) 調整単位料金

(1) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。